

五泉市特別職報酬等審議会 委員公募要領

1. 目的

五泉市特別職報酬等審議会委員の一部を公募で募集することにより、市行政の意思決定過程に市民が直接参加する機会を確保する。

2. 公募委員の数

公募による委員は2人程度とする。

3. 委員の任期

令和8年12月（委嘱の日）から2年間

4. 委員の報酬

1回の出席につき、5,300円の報酬を支給する。

5. 応募資格

応募の資格は、次の条件をすべて満たす人とする。

- (1) 市内に在住している20歳以上の人
- (2) 平日の日中に開催する年2～3回程度の会議に参加できる人
- (3) 五泉市が設置する複数の附属機関等の委員ではない人
- (4) 国及び地方公共団体の議会議員、常勤の公務員ではない人

6. 公募方法

次の書類により総務課の窓口を持参または郵送、FAX、メールいずれかの方法で提出するものとする。

- (1) 五泉市特別職報酬等審議会 委員応募申込書

7. 募集期間

令和8年9月25日（金）（市広報発行日）から令和8年10月9日（金）※必着

8. 応募先

五泉市役所 総務課 給与係

9. 周知方法

広報ごせん及びホームページ掲載による。

（応募申込書および公募要領は市役所総合案内、総務課、支所ロビー、市ホームページ）

10. 選考方法と選考結果の通知

応募申込書により選考し、選考結果は応募者全員に対し文書にて通知する。